相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市太田町一八九七番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野口　武久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　事務所岐阜県美濃加茂市太田町四一ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐久間良直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市三笠町一丁目一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　事務所岐阜市美江寺町一―五岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鷲見　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市鹿島町西郷二一番地、最後の住所愛知県蒲郡市拾石町浅岡一番地七蒲郡眺海園　被相続人　亡　榊原と志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　愛知県岡崎市羽根町東荒子三八番地一　ｆ．ａ．ｓビル二階　弁護士法人ＯＦＦＩＣＥシンカイ　相続財産管理人　弁護士　新海　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市駅部田町一七〇〇番地、最後の住所三重県松阪市桜町二三番地八　被相続人　亡　浦和　幸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市竹ヶ鼻町四四〇番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　中**嶋**　むつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　滋賀県彦根市立花町二―二　三番町ビル三階しろまち法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田嶋明日香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市平井六丁目八〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市平井六丁目一番一一号　被相続人　亡　下坂　福一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　兵庫県宝塚市武庫川町一番三号ロイヤルメゾン宝塚二階　宝塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柴崎　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県宿毛市小筑紫町大海一一七一番地、最後の住所高知県宿毛市小筑紫町大海一一五六四番地六　被相続人　亡　岡部　富秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　高知県四万十市中村一条通一丁目三六番地　相続財産管理人　木村　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市小船越町七六二番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大槻　泰秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日　長崎県諫早市小船越町六一七番地一一　相続財産管理人　弁護士　中鋪　美香

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年４月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①コトー建物管理株式会社　②東京都知事(2)86747　③代表取締役　池田広二　④東京都港区虎ノ門１丁目16番17号虎の門センタービル３階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門１丁目16番17号虎の門センタービル３階　コトー建物管理株式会社　代表取締役　池田広二

①オリックス債権回収株式会社　②国土交通大臣(2)7181　③代表取締役　西條光彦　④東京都港区浜松町二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市西区西本町一丁目４番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区浜松町二丁目４番１号　オリックス債権回収株式会社　代表取締役　西條光彦

①テバ製薬株式会社　②愛知県知事(2)19786号　③代表取締役　島田誠　④愛知県名古屋市中村区太閤一丁目24番11号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中村区太閤一丁目24番11号　テバ製薬株式会社　代表取締役　島田誠

①池上土地建物　②大阪府知事(6)31852　③池上拡　④大阪府吹田市江坂町３―17―８　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市江坂町３―17―８　池上土地建物　池上拡

①有限会社ＳＩＭＯハウジング　②大阪府知事(2)50247　③取締役　落岩正泰　④大阪市北区鶴野町４番11号朝日プラザ梅田811号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市北区鶴野町４番11号朝日プラザ梅田811号　有限会社ＳＩＭＯハウジング　清算人　落岩正泰

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年四月二十四日　墳墓等所在地　新潟市西区西小針台三丁目五八二八番地

一　墳墓等の名称　新潟カトリック共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、五十嵐菊、西方カク、加藤真一、若桑信夫、中村富、中村フサ、佐藤文江

一　改葬を行おうとする者　新潟市中央区東大畑通一番町六五六番地　新潟カトリック教会内　新潟カトリック共同墓地　代表管理者　ラウール・バラデス